

刑事訴訟法期末 (2023)

コメントの追加 [法t1]: 問題の問いには正確に答えることができています。

第1 本問は、本件基準説の判断枠組みに依拠したと考えられる。

1 本件基準説は、別件について逮捕・勾留の要件を満たさない場合のみを違法とするのではなく、たとえそれを形式上満たしていても、捜査機関が別件での逮捕・勾留を実質的には専ら本件の取調べのために利用する意図・目的である場合には、逮捕・勾留は違法であるとするものである。

2 本件基準説の根拠としては、実質的には本件についての身体拘束を行おうとするにもかかわらず、本件に関する司法審査を経ないという点で令状主義を潜脱すること、後に本件でも逮捕・勾留することを予定している点で、再逮捕・再勾留の禁止ひいては法の定める期間制限を潜脱すること、などの理由がある。

3 本問では、「覚せい剤事件での身柄拘束状態を利用して、本件である殺人事件の取調べをも行う意図を有していたことは容易に推察することができる」として、覚せい剤事件の取り調べを。もっぱら、本件である殺人事件のために利用する意図目的があったかについて述べている。

4 よって、本問は、本件基準説の判断枠組みに依拠したと考えられる。

第2 では、別件基準説の判断枠組みでは、どのような判断となるか。

1 別件基準説は、別件について逮捕・勾留の要件と形式上みたすかぎり逮捕・勾留は適法だとする立場である。被疑事実とされている別件のみを基準に判断され、捜査機関の狙い如何は直接には影響しない。

2 別件基準説の根拠としては、裁判官が捜査機関の意図・目的を見抜いて逮捕・勾留の請求を却下することは現実には容易でないこと、客観的に要件を満たすにもかかわらず主観的意図を理由に逮捕・勾留を全体として不可とすることは不合理であること。などの理由がある。

3 本問では、別件である覚せい剤使用の事実は嫌疑が明白であり、その罪質や法定刑等からすると、通常は公判請求される事件である。そうすると、別件である覚せい剤事象の事実について逮捕・勾留の要件を満たしていることになる。

4 よって、別件基準説の判断枠組みでは、本件逮捕・勾留は令状主義を潜脱するような違法な別件逮捕・勾留にはあたらないと解される。

コメントの追加 [法t2]: 勾留の要件は、逃亡、罪証隠滅、住所不定のいずれかです。

- ・配点が大きいので説明は丁寧に
- ・令状主義の没却
- ・罪証隠滅→見ている人
- ・刑訴 199 条のカッコ書きで軽微かどうか判断する。→
- ・

期末試験過去問 刑事訴訟法

2023 年度 問 2

1 判例の判断枠組みについて

本問の判例は、殺人事件の捜査を目的として覚せい剤事件の逮捕・勾留をしており、覚せい剤事件の逮捕・勾留が違法ではないかという点に関して、適法であると判示している。

本問の判例は、逮捕・勾留を適法と判断するにあたり、本件基準説に依拠していると考えられる。

本件基準説とは、①別件について逮捕・勾留の要件を形式上満たしていても、②捜査機関が別件での逮捕勾留を専ら本件での取調べのために利用する意図・目的である場合には、別件での逮捕・勾留を違法とする判断枠組みである。

本問の判例では、①について、覚せい剤事件の捜査は、尿鑑定の結果からして嫌疑が明白であった上、通常は立性憲される罪であって軽微な罪とは言えないとしている。このことから、①の要件は満たしていると裁判所は判断していると考えられる。そして、②について、捜査機関は、覚せい剤事件の捜査を遂行する中でこれと並行してあるいは余った時間を利用して殺人事件の取り調べをする意図であったとしている。このことから、専ら殺人事件の取調べに利用するために覚せい剤事件で逮捕・勾留したとは言えないことから、裁判所は②の要件は満たさないと判断したと考えられる。

よって、本問の判例では、①を満たすが、②を満たさないことから、違法な別件逮捕・勾留には当たらないと裁判所は判断したと考えられる。

2 判例とは異なる判断枠組みについて

本件基準説とは異なる判断枠組みとして、実体喪失説がある。実体喪失説は、別件の逮捕・勾留が主として本件の捜査のために利用されていた場合は、別件としての逮捕・勾留としての実体を失い、別件での逮捕・勾留が違法となるという考え方である。実体喪失説は、捜査機関の意図・目的を考慮しない点で、本件基準説と異なる。

実体喪失説によると、本問における逮捕・勾留の適法性がどのように判断されるかを検討する。判例の事案では、覚せい剤事件に関する各種供述調書が作成されており、覚せい剤事件について通常必要とされる捜査が遂行されていた。また、殺人事件の捜査は、覚せい剤事件の捜査と並行してあるいは余った時間を利用して取調べが行われた。よって、覚せい剤事件の逮捕・勾留中には覚せい剤事件の通常の捜査が行われていたことから、覚せい剤事件の捜査が実体を失っていたとは言えない。

したがって、実体喪失説に依拠しても、本件逮捕・勾留は適法である。

以上

コメントの追加 [法t1]: 逮捕・勾留の要件を形式上満たしているか否かは、覚醒剤の逮捕の必要性、相当性、勾留の要件充足性です。

コメントの追加 [法t2]: 実体喪失説と別件基準説の違いはどこにあると理解していますか？

刑事訴訟法 期末 2023

この説示は、本件基準説によるもので、本件の取調べが主目的にあったかどうかを様々な事実から総合して判断している。

ここで、別件基準説にたつと、別件について形式的に要件を満たしているならば、本件の取調べは適法である。

別件基準説によると、本判決では、「被告人の覚せい剤の使用の事実、嫌疑が明白であったうえ、その罪質や法定刑などからすると、殺人に比べて軽いとはいえ、通常は公判請求される事件であり、殺人事件が存在しなければ、通常立件されることが無いと思われるような軽微な事件でない事は明らかである」といった説示をもとに、当該逮捕勾留が覚せい剤使用を理由とする逮捕勾留としての要件（理由・必要性・相当性）を満たしていた点を強調することになる。

また、覚せい剤事件の捜査は、殺人事件の捜索の過程において偶然に覚せい剤が発見されたことを契機とするものであることからすると、通常覚せい剤を所持している上に、尿鑑定の結果によれば、覚せい剤の使用の嫌疑が明白にあると言える。覚せい剤の使用に関しては、軽微な事件ではないから、逮捕勾留しなければならない理由となる。

そして、覚せい剤の使用の嫌疑が明白にあるなら、覚せい剤の入手経路、密売人の存在を早急に突き止めなければならないので、必要性もある。

取調べ時間も、供述調書作成の時間も、覚せい剤事件については長時間であるわけでもなく、通常必要とされる捜査が遂行されたものとみることができるから、相当性もあるといえる。

以上

コメントの追加 [法t1]: 問題文をもう一度読んでみましょう。

「具体的な文言を適示しながら解説した上で」という記載があります。

ここの適示を忘れていました。

コメントの追加 [法t2]: 判決と異なる判断枠組みに則った場合、本件逮捕・勾留の適法性はどのように考えられますか？という問いなので、逮捕・勾留は適法か違法かという話になるはずですよ。

コメントの追加 [法t3]: どのようなことを意識して書いていますか？

刑事訴訟法 2023 年度期末試験 問 2

本件判例では、別件逮捕・勾留が問題となっている。別件逮捕・勾留とは、「本件」(重大な事件)を本来の狙いとして、比較的軽微な別件の被疑事実で逮捕・勾留した上で、その身体拘束中に、主として本件の事実について取調べる捜査手法のことをいう。

判例の説示は、本件逮捕・勾留を適法にするにあたり、本件基準説に依拠したと考えられる。本件基準説とは、別件についての逮捕・勾留の要件を形式上満たしていても、捜査機関が別件での逮捕・勾留を実質的には専ら本件の取調べるために利用する意図・目的である場合には、逮捕・勾留は違法であるとする立場である。

上記のように、本件基準説は、捜査機関に、別件での逮捕・勾留を実質的には専ら本件の取調べるために利用する意図・目的がある場合に、逮捕・勾留は違法であるとする。判例も、諸事情を総合考慮し、「第一次逮捕・勾留の目的が、主として殺人事件の取調にあったとみることとはできず、むしろ、捜査本部としては、覚せい剤事件の捜査を遂行する中で、これと併行し、あるいは余った時間を利用して殺人事件の取調べをする意図であったとみるのが自然かつ合理的である。したがって、〔本件〕逮捕・勾留は、…違法な別件逮捕・勾留には当たらない。」としており、別件逮捕(本問でいう第一次逮捕・勾留)の目的が、本件(本問でいう殺人事件)の取調にあったかどうかを判断基準にしている。

本件基準説と異なる判断枠組みとして、別件基準説があるといえる。これによると、本件逮捕・勾留の適法性は、殺人事件に比べて軽微な覚醒剤事件についての逮捕・勾留の要件を形式的に満たす限り逮捕・勾留は適法であると判断される。

以上

第1 本判例の判断枠組

- 1 本判例は「本件基準説」の判断枠組みに依拠したと **考えられる**。
- 2(1) 「本件基準説」とは「別件」に逮捕・勾留の理由と必要性があったとしても、捜査機関においてこれを「本件」の捜査のために利用する意図がある場合には当該逮捕・勾留を違法と考える。根拠として実質的には「本件」で逮捕・勾留をしているのに、裁判官は「別件」についてのみ司法審査をしており、司法審査のない「本件」での逮捕・勾留を認めることによって令状主義を潜脱すること、また厳格な身体拘束期間の制限も潜脱されることを挙げる。
- (2) 本判例の「令状主義を逸脱するような違法」の有無を判断していることからすると、本件を理由とする逮捕・勾留についての令状主義との適合性を問題とする「本件基準説」に依拠したと考えられる。

第2 異なる判断枠組

- 1 本判例を「別件基準説」の判断枠組みを用いて判断する。
- 2 「別件基準説」では「別件」に逮捕・勾留の理由と必要性、相当性があれば本件逮捕・勾留も適法であると考ええる。では本判例ではどう判断できるか。
- 3 本判例における「別件」とは覚せい剤事件のことである。
「被告人の覚せい剤使用の事実は、嫌疑が明白であった上、その罪質や法定刑等からすると…通常は公判請求される事件であり、…軽微な事件でないことは明らかである。」との説示から「別件」逮捕・勾留の理由および必要性、相当性が認定できる。
- 4 よって「別件基準説」の要件を満たすことから本件逮捕・勾留は適法になされたと言える。

? 逮捕・勾留の理由、必要性、相当性の定義とかは書く必要があるのか。

コメントの追加 [法t1]: 具体的な文言を示しながら、との記載がありますが、どこにありますか？
⇒問題文の指摘に的確にこたえること。

コメントの追加 [法t2]: 定義までは要らないですが、この要件を満たすことは当然の前提になります。